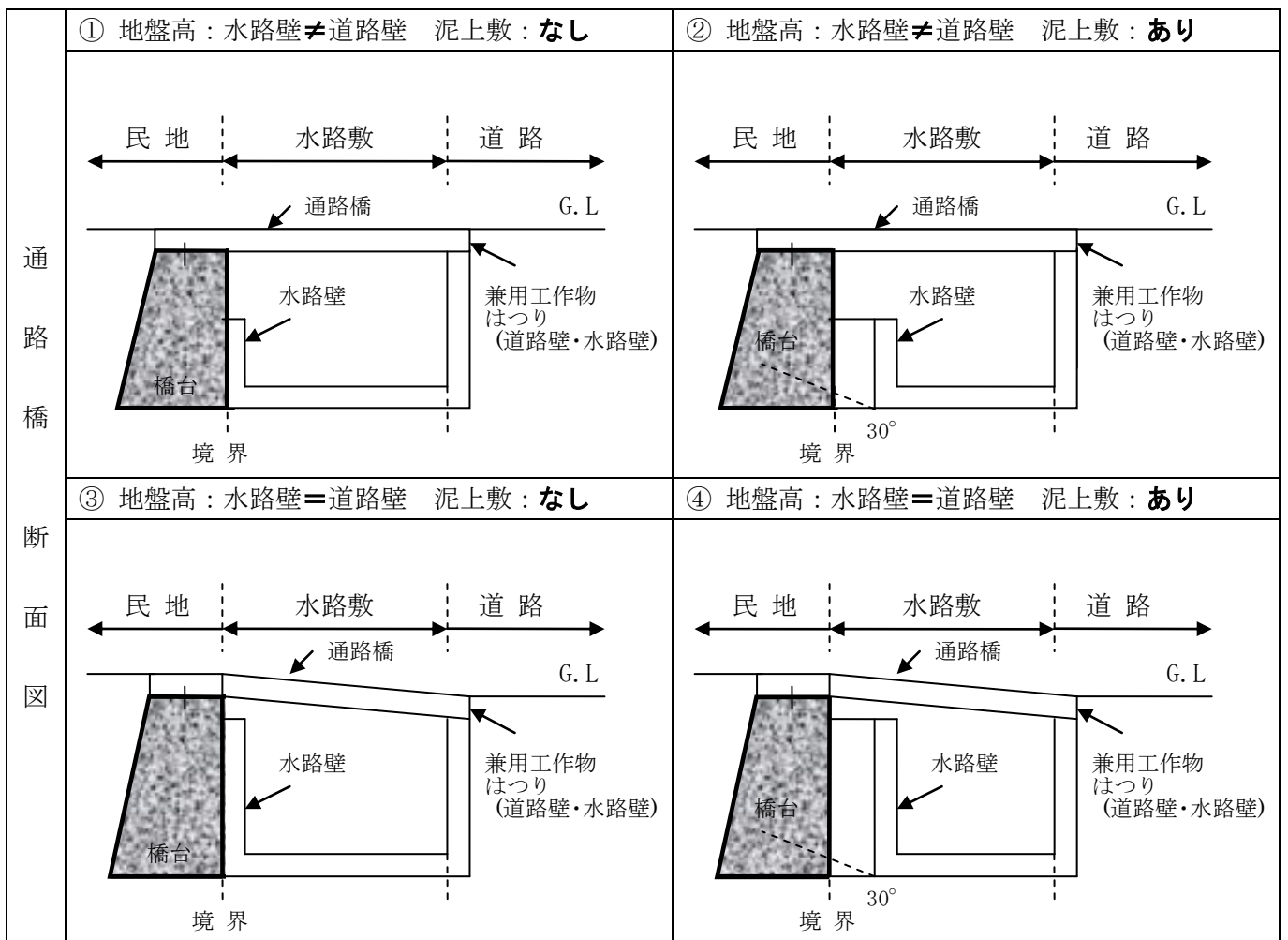


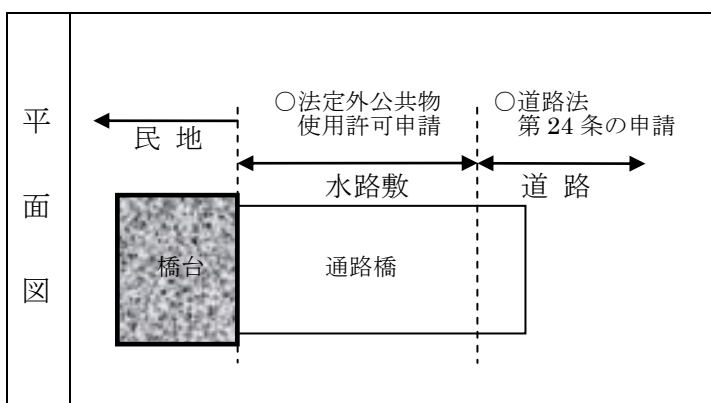
法定外公共物(水路)の使用許可申請にあたって

★ 許 可 条 件 (通 路 橋)

- 1 接道していない土地
- 2 1宅地につき1橋、原則4.0m以下
- 3 水路壁の『はつり』禁止
- 4 水路壁への荷重はかけない(橋台を設置し、単独構造とする)
やむを得ない事情があり上記基準を満たさない場合は、治水対策室と相談してください。
- 5 申請者は、占用する水路地先の土地所有者又は使用者



6 道路法第24条(工事施工承認)に基づく申請が別途必要



※ 兼用壁(道路壁と水路壁を兼ねている壁)の『はつり』、ガードレール撤去、歩道切下げなど道路改築を伴う場合は、同時申請となります。

★ 使 用 料 に つ い て

毎年5月下旬～6月初旬頃、その年度の納入通知書を届出住所に発送します。

占 用 物 件		使 用 料 (年 額)
通 路 橋		740 円/㎡
仮設工作物 (仮設橋含む)		1,500 円/㎡
管 等	0.1m未満	130 円/m
	0.1m～0.2m	250 円/m
	0.2m～0.4m	500 円/m
	0.4m～1.0m	1,250 円/m
	1.0m以上	2,500 円/m

※使用料の免除について

公道に面した土地で、道路に出入りするための通路として使用するとき、敷地内で設置する通路の幅員の合計が4メートルまでを減免します。

★ 使 用 許 可 後 の 注 意 点

- 1 土地所有者が変更となった場合は、法定外公共物使用権利譲渡等許可申請書を届出して下さい。
- 2 使用者の住所や電話番号が変更となった場合も、届出をして下さい。
- 3 許可期間は3年間です。3年毎に継続の手続きが必要となります。
(継続年に、お知らせを届出住所に発送します。)

★ 申 請 ～ 許 可 書 交 付 ま で の 流 れ

主 体	内 容	必 要 書 類 ・ 備 考	期 間
申請者 (代理人)	申請にかかる事前協議	位置図、平面図、断面図、写真など 許可条件に適合しているかどうかを確認します。 申請書類一式 (申請書下部に記載)	必 要 期 間
	申請書提出		
高砂市	申請書受理		2 週 間 程 度
	審査		
	占用許可書交付		